

令和5年度「動く・こどもの館号」派遣事業実施要項

1 趣 旨

「動く・こどもの館号」を県内各地の「まちの子育てひろば」及び小規模保育施設へ派遣することにより、家庭や地域における子育て支援の充実を図る。

また、小規模保育施設（企業内保育施設を含む）については、人材育成が課題となっている現状を踏まえ、保育士の資質向上につなげる。

2 派遣事業

(1) 「まちの子育てひろば」への派遣

ア 活動内容

- 親子（原則未就学児）を対象とする活動（1時間）

親子ふれあいあそび、人形劇、わらべうた等の体験活動の指導を行う。また、参加親子や職員の不安や悩みの相談に対して、必要に応じて情報提供等を行ったり、適切な専門相談機関を紹介したりすることにより、子育てにかかわる支援を行う。

- 指導者を対象とする活動（1時間30分程度）

親子向けのふれあいあそび、わらべうた、工作等の指導者研修を行う。

イ 実施日

令和5年5月11日(木)～令和6年3月8日(金)の木曜日又は金曜日に実施する。ただし、休館日や国民の祝日は除く。

ウ 派遣回数

派遣先となる各団体において、「親子を対象とする活動」「指導者を対象とする活動」をそれぞれ1回までとする。

(2) 小規模保育施設への派遣

ア 活動内容

- 室内あそび（45分）

小規模保育施設に所属する乳幼児を対象に、わらべうたや音楽あそび、少人数での集団あそび、パネルシアターやペープサートを用いたお話を行う。

- 指導者研修（1時間30分程度）

保育士及び保育活動に従事している者を対象に、わらべうたや音楽あそび、少人数での集団あそびやお話の道具づくり等の研修を行う。

イ 実施日

令和5年5月11日(木)～令和6年3月8日(金)の木曜日または金曜日に実施する。ただし、休館日や国民の祝日は除く。

ウ 派遣回数

派遣先となる各団体において、「室内あそび」「指導者研修」をそれぞれ1回までとする。

3 派遣手続き

(1) 派遣の申込

派遣を希望する団体は、派遣希望月の締切日までに、次のいずれかの方法で申込む。

- ① 兵庫県立こどもの館 HP (<https://kodomonoyakata.jp>) の申込みフォーム。
- ② 兵庫県立こどもの館にメールで「動く・こどもの館号派遣申込書」(様式1)を提出。

派遣希望月	5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
締切日 (必着)	4/8(土)	4/28(金)	7/29(土)	10/28(土)

(2) 実施報告

派遣を受けた団体は、「動く・こどもの館号派遣結果報告書」(様式2)を派遣事業実施後3日以内にメールにて兵庫県立こどもの館に提出する。

4 派遣協力金

派遣を受けた団体は、派遣1回につき 4,000円の派遣協力金を負担する。

5 派遣の延期・中止

- (1) 派遣実施当日午前7時の時点で、姫路市もしくは派遣先市町に気象警報が発令されている場合、派遣を中止する。
- (2) 気象警報が発令されていない場合でも、危険が予測される、車両の通行が困難等の場合は、原則として派遣を中止、または延期する。

6 その他

この要項に定めるものの他、事業実施に必要な事項は、兵庫県立こどもの館館長が別に定める。